



# 鳥取県公報

平成 24 年 9 月 25 日 (火)  
第 8 4 3 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除 (2 件) (653・654) (森林・林業総室) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (655) (東部総合事務所県民局) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (656) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (657) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (658) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (659) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (660) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字新川屋敷2421の1（次の図に示す部分に限る。）、2421の4、2421の5
  - 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町明辺字梵字23の13から23の15まで
- 2 保安林として指定された目的  
雪崩<sup>なだれ</sup>の危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第655号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年9月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 E C O フューチャーとっとり

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岡崎 誠

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市若葉台北一丁目 1-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

- (1) 役員任期等
- (2) 総会の権能、開催、招集、決議、表決権及び議事録
- (3) 理事会の開催、招集、決議、表決権及び議事録
- (4) 資産の構成
- (5) 資産及び会計の事業計画及び予算及び暫定予算
- (6) 資産及び会計の事業報告及び決算
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の帰属

**鳥取県告示第656号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	居宅サービスの種類
医療法人社団尾崎病院	訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北二丁目522-2	平成24年10月1日	訪問看護

**鳥取県告示第657号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団尾崎病院	訪問看護ステーションおざき	鳥取市湖山町北二丁目522-2	平成24年10月1日	介護予防訪問看護

**鳥取県告示第658号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
林克也	ハヤシ歯科	鳥取市片原二丁目 118	平成24年 9 月 18日	平成24年 9 月 10日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第659号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
林克也	ハヤシ歯科	鳥取市片原二丁目 118	平成24年 9 月 18日	平成24年 9 月 10日	介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第660号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月25日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社わこう介護サービス	茶話本舗わこうデイサービス河崎	米子市河崎1740-10	平成24年 9 月25日	通所介護